

三春町現場代理人の常駐義務緩和措置に関する運用基準

令和2年4月1日実施

三春町工事請負契約約款第10条第3項に定める工事現場における現場代理人の常駐義務の緩和措置について、下記に定める事項により運用するものとする。

記

1 緩和の対象となる工事

三春町から受注している他の工事（以下「先行工事」という。）が、次のいずれかに該当する場合は、当該先行工事の現場代理人を当該工事の現場代理人とすることができる。

ただし、発注者（三春町又は福島県）がそれぞれ現場代理人の兼務を認めた工事に限る。

また、現場代理人と主任技術者の兼務は要件としない。

(1) 同一の主任技術者が管理できる工事

同一の主任技術者が管理できる工事とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事をいう。

ただし、専任の主任技術者の配置を要する工事を含む場合は当該工事を含め原則2件までを緩和の対象とする。

また、発注機関が同一であり現場間の最短経路がおおむね100m以内で、一体とした現場管理が可能な工事は、2件以上の工事の兼務を可とする。

(2) (1)のほか、特に発注者が支障はないと認めた工事

次の要件を満たすものが対象となるが、個別の工事内容等により、品質管理や安全管理に支障がないか発注者が判断する。

当該工事の契約金額（予定価格）が3,500万円未満（建築一式工事である場合にあっては、7,000万円未満）であり、かつ、先行工事の契約金額（予定価格）が3,500万円未満（建築一式工事である場合にあっては、7,000万円未満）であること。

なお、この要件により、兼務できる工事は先行工事と併せて2件とする。

2 緩和の対象としない工事

(1) 特記仕様書に現場代理人の常駐義務があることが記載されている工事

※設計図書の特記仕様書に「現場代理人の常駐義務緩和措置の対象とならない」旨を記載する。

(2) 常駐義務緩和の申請時に、工事担当課が支障あると判断した場合

3 手続き

(1) 三春町が発注する他工事と兼務する場合

現場代理人を兼務しようとするときは、落札候補者もしくは受注者は、条件付一般競争入札の場合にあっては事後審査時に、指名競争入札及び随意契約の場合にあっては、契約締結時に別紙「現場代理人兼務届出書」を提出するものとする。

(2) 福島県が発注する工事と兼務する場合

現場代理人を兼務しようとするときは、落札候補者もしくは受注者は、福島県

が定める様式により、福島県から承認を得たうえで、条件付一般競争入札の場合にあつては事後審査時に、指名競争入札及び随意契約の場合にあつては、契約締結時に別紙「現場代理人兼務届出書」と併せて、福島県が発行した承認書の写しを併せて提出するものとする。

4 現場代理人が複数現場を兼務した場合の条件等

- (1) 緩和が承認された工事現場において、次の次項を履行すること。履行されていないことが確認された場合には、緩和の承認を取り消すものとする。
- ①現場代理人が不在となる工事現場においては、工事現場の取締りのほか、工事の施工に関する事項を処理できる責任者を指定し、必ず配置すること。
 - ②現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。
 - ③現場代理人が工事現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図るとともに、監督員と必ず連絡が取れる体制を構築すること。
- ※ただし、緩和の承認を受けた工事の施工にあたっては、次の場合に限り上記①、②、③の義務事項を除外する。
- ア) 工事が完了して竣工検査の待機中となっている場合
 - イ) 契約後の準備期間中で、工事に着手していない場合
 - ウ) 片方の工事が中止または休止となっている場合
- ④現場代理人は、1日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理にあたること。
 - ⑤現場代理人は、労働安全衛生法及び労働安全規則に基づき、安全衛生推進者、安全衛生責任者などを選任すること。また、作業主任者が必要な作業においては必ず配置すること。
- (2) 緩和が承認された工事現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故や施工管理の不備等が発生した場合は直ちに緩和の承認を発注者の通知により取り消すものとする。
- (3) 受注者が工事発注者から現場代理人の承認を取り消された際に、新たな現場代理人を配置することができない場合には、工事発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。
- (4) 現場代理人は、発注機関の監督員と現場立合等の日程調整を綿密に行い、工事施工に問題のないよう注意すること。

5 契約変更時の取扱い

現場代理人が複数現場を兼務している工事について、設計変更等による変更契約により、対象工事の条件を満たさなくなった場合についても、引き続き、現場代理人の兼務を認める工事として取り扱う。ただし、品質管理や安全管理に支障があると判断される場合には、現場代理人の兼務を取り消す場合がある。

6 適用時期

この運用基準は、令和2年4月1日から実施する。それ以前に契約した工事についても、先行工事として対象とすることができる。